投資信託説明書
(交付目論見書)
使用開始日 2026.10.24

外国債券
アクティブファンド
セレクション
(ラップ専用)

NISA対象 成長投資枠

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

外国債券アクティブファンドセレクション(ラップ専用)

追加型投信／内外／債券
※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり(適時ヘッジ)

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(債券 一般)です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(https://www.imaj.or.jp/)でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
○ファンドの約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「外国債券アクティブファンドセレクション(ラップ専用)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月24日に関東財務局長に提出しており、2026年4月25日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:66兆2,550億円
(2026年7月31日現在)
ホームページアドレス
https://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034(受付時間:営業日の9:00～17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MKM-253514-0000-20261024◇

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

外国債券を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1　投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券に投資を行います。

- 投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。また、原則として各投資信託証券の基本投資比率は毎月見直しを行います。なお、2026年10月24日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。
- 投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、投資対象とする投資信託証券において為替ヘッジを行う場合があります。

投資対象とする投資信託証券
三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド
三菱UFJ グローバル・ボンド・マザーファンド
マッコーリー グローバル・インフラ債券マザーファンド※
高金利短期債券マザーファンド
外国債券インデックスマザーファンド

! 上記に掲げるすべての投資信託証券に投資を行うとは限りません。また、上記の投資信託証券を通じて、一部、国内債券に投資する場合があります。

! 市況動向等の状況によっては、一時的に基本投資比率と異なる運用を行う場合があります。

※ マザーファンドの運用の指図に係る権限を、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド*に委託します。

*同社は運用指図に関する権限の一部を、マッコーリー・アセット・マネジメント・クレジット・アドバイザーズUS エルエルシーに更に委託することができます。

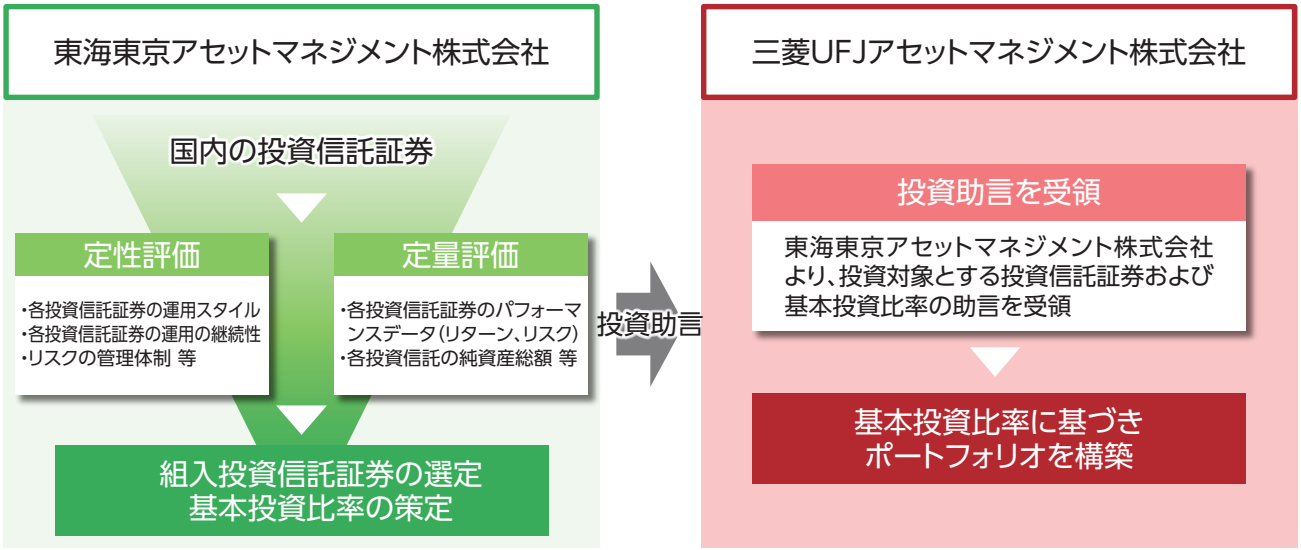
・マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、マッコーリー・グループの資産運用部門であるマッコーリー・アセット・マネジメントを形成する1社です。
・マッコーリー・グループは、1969年設立のオーストラリアのシドニーに本拠を構え、銀行業務、証券業務、投資銀行業務、資産運用業務など各種金融サービスをグローバルに提供する金融グループです。

! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色2 東海東京アセットマネジメント株式会社からの投資助言に基づき運用を行います。

● 投資対象とする投資信託証券および基本投資比率は、東海東京アセットマネジメント株式会社の投資助言に基づき決定します。

■運用プロセスのイメージ



東海東京アセットマネジメント株式会社の概要
設立:2005年7月28日
事業内容:東海東京フィナンシャル・グループの一員として、個人のお客様にはグローバル運用型の投資一任運用サービス「ファンドラップ」を提供し、法人のお客様には「私募投信」を中心とした運用機能を提供しております。

- ! 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。
- ! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色3 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

● 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

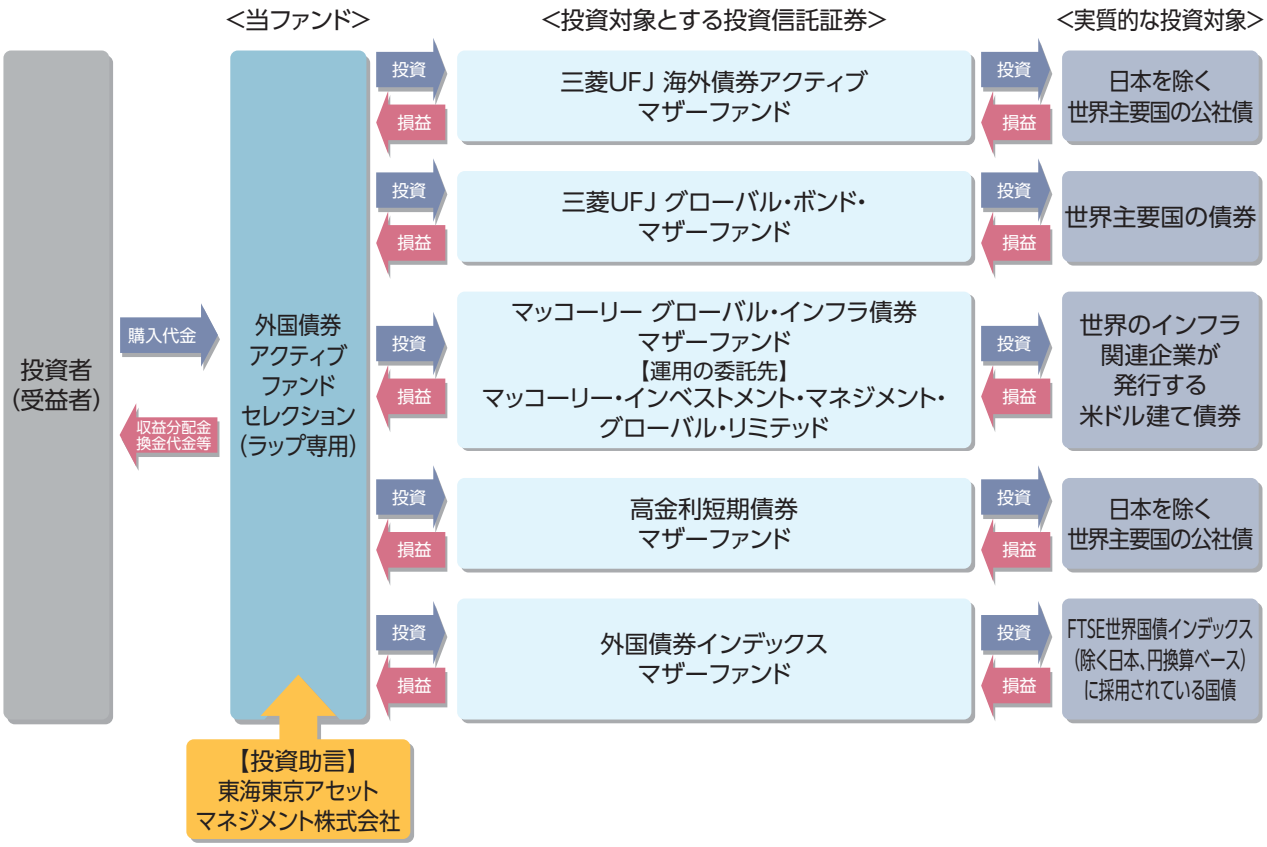
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



- 投資対象とする投資信託証券およびその基本投資比率は、東海東京アセットマネジメント株式会社の投資助言に基づき決定します。
- 上記の投資対象とする投資信託証券のすべてに投資を行うとは限りません。また、今後変更される場合があります。

■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(投資信託証券を通じて行う場合を含みます。)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託証券の概要

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。 ・運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。 ・組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。 ・公社債の組入比率は高位(通常の状態で90%以上)を基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く世界主要国の公社債
主な投資制限	・外貨建資産への投資に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2000年8月11日
決算日	原則として毎年12月15日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

三菱UFJ グローバル・ボンド・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・世界の主要国のうち、信用力が高く、かつ、相対的に利回りが高い国の債券に投資することにより、利子収益の獲得を目指します。 ・投資対象候補国は、国債の信用力、債券市場や外国為替市場の規模等を勘案して投資運用会社が決定します。 ・投資対象候補国の中から、相対的に利回りが高いと判断される投資対象国を複数選定します。判断の基準としては、FTSE世界国債インデックスにおける各国の最終利回りとします。 ・国別の資産配分は、上記において相対的に最も利回りが高いと判断される国に重点配分することを基本とします。ただし、市場環境等を勘案し一定の範囲内で変更することがあります。 ・ポートフォリオの構築は国別に行うこととし、残存期間毎に最終利回りの高い銘柄を中心に選択します。また、残存期間毎の資産配分は当該国の債券市場の構成を反映するようにします。 ・投資対象とする債券の種類は、各国の国債、政府保証債のほか、オーストラリアの州政府債および各国通貨建ての国際機関債とします。 ・投資対象とする債券の格付は、取得時において各国において国債(自国通貨建て長期格付)と同程度の格付を付与されているものとします。 ・投資対象候補国および投資対象国の見直しは原則として年1回行います。ただし、投資運用会社が必要と認めた場合には随時見直しを行う場合があります。 ・組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。 ・債券の組入比率は高位(通常の状態で90%以上)を基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	世界主要国の債券
主な投資制限	・外貨建資産への投資に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2003年7月9日
決算日	原則として毎年4月20日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

マッコーリー グローバル・インフラ債券マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。なお、インフラ関連企業とは、公益、通信、エネルギーおよび運輸等の日常生活に必要不可欠なサービスを提供する企業をいいます。 ・債券への投資にあたっては、マクロ要因分析、業種分析、個別企業の財務・業務分析等の信用リスク分析に基づき、銘柄選定を行います。 ・組入公社債の格付けは、原則として取得時においてBBB−格相当以上の格付を有しているものに限ります。 ・デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。また、ファンドの流動性等を勘案して、一部、米国国債等に投資する場合があります。 ・債券等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、マッコーリー・アセット・マネジメント・クレジット・アドバイザーズUS エルエルシーに更に委託することができます。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2012年6月1日
決算日	原則として毎年5月10日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

高金利短期債券マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・わが国を除く世界主要国のうち、信用力が高く、かつ、相対的に利回りが高い国の債券に投資することにより、利子収益の獲得を目指します。 ・投資対象国は、FTSE世界国債インデックス1−3年（除く日本）採用国の中から、利回り上位の複数国とし、流動性等を勘案した上で、利回り水準が上位の国に資産を重点的に配分します。 ・投資対象とする債券の残存期間は3年以下を基本とします。 ・投資対象とする債券の種類は、各国の国債、政府保証債のほか、オーストラリアの州政府債および各国通貨建ての国際機関債とします。 ・投資対象国の見直しは原則として年1回行います。ただし、投資運用会社が必要と認めた場合には随時見直しを行う場合があります。 ・公社債の組入比率は高位を基本とします。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く世界主要国の公社債
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2006年11月22日
決算日	原則として毎年10月25日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。

外国債券インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	・主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 ・投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引を行うことができます。 ・外国為替予約取引を行うことができます。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	0.07%
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2001年12月18日
決算日	原則として毎年5月12日
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。

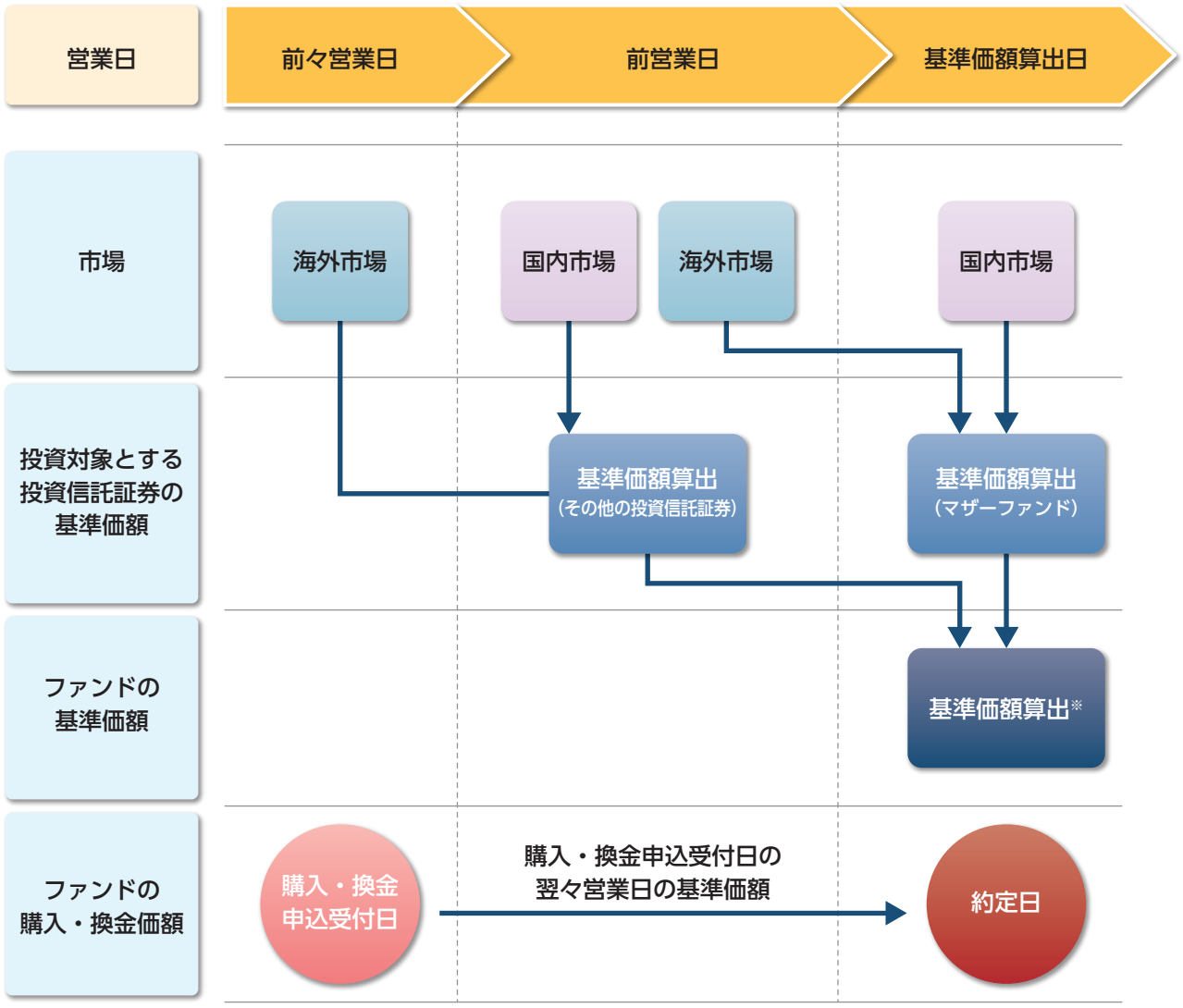
指数について

・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス（円換算ベース）は、FTSE世界国債インデックス・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed IncomeLLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

■基準価額の適用日について

・ファンドは、申込受付日の翌々営業日の基準価額を適用します。
・ファンドの基準価額は、投資対象とする投資信託証券の基準価額を基に算出されます。
・投資対象とする投資信託証券によって、当該投資信託証券の基準価額のファンドへの適用日が異なります。
・投資信託証券の実質的な投資対象とする資産によって、当該資産の評価額がファンドの基準価額に反映される時点は異なります。

<基準価額の算出イメージ図>



※実質的な投資対象資産価格の基準価額への反映について
【投資対象とする投資信託証券:マザーファンドの場合】
実質的に投資をする資産について、外国債券は前営業日、国内債券については当日の評価額を反映します。
【投資対象とする投資信託証券:その他の投資信託証券の場合】
実質的に投資をする資産について、外国債券は前々営業日、国内債券については前営業日の評価額を反映します。

*投資対象とする投資信託証券によっては、上図の通りにならない場合があります。
(国内外の祝日等は考慮していません。)

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる債券等の価格変動の影響を受けます。 債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。
為替変動リスク	組入外貨建資産については、一部または全部について為替ヘッジを行わない場合があるため、為替変動の影響を受けます。 為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る部分についても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。
信用リスク	債券の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、債券の価格が下落（利回りは上昇）すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性リスク	債券を売買しようとする際に、その債券の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
カントリー・リスク	ファンドは、新興国の債券等に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

投資リスク

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

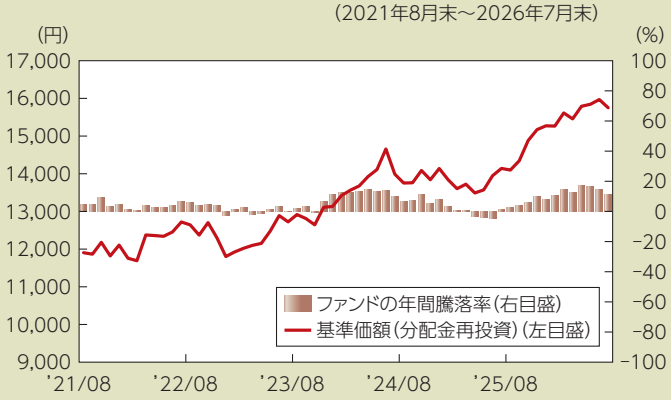
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

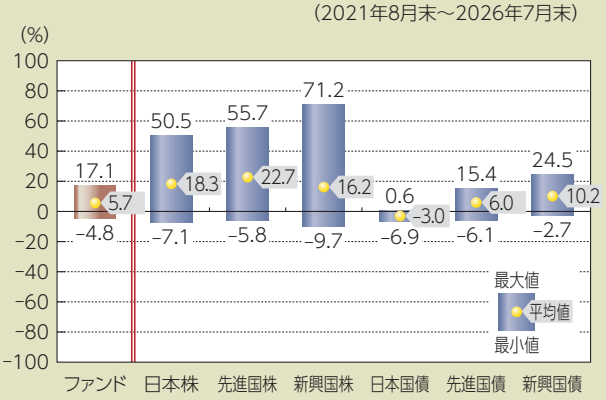
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2021年8月末～2026年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年8月末～2026年7月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

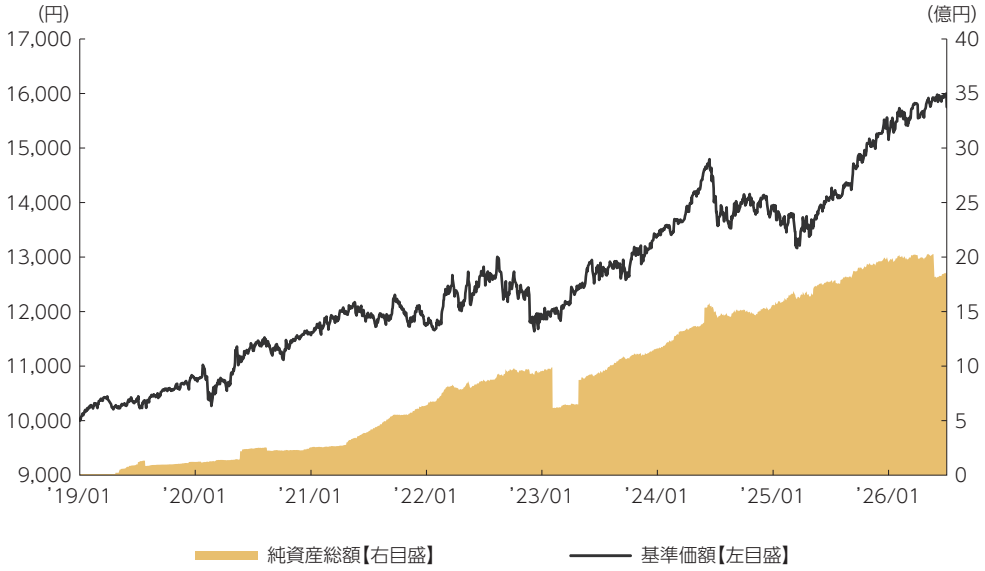
資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

2026年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移　2019年1月28日(設定日)～2026年7月31日



•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	15,751円
純資産総額	18.3億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2026 年　1月	0円
2025 年　1月	0円
2024 年　1月	0円
2023 年　1月	0円
2022 年　1月	0円
2021 年　1月	0円
設定来累計	0円

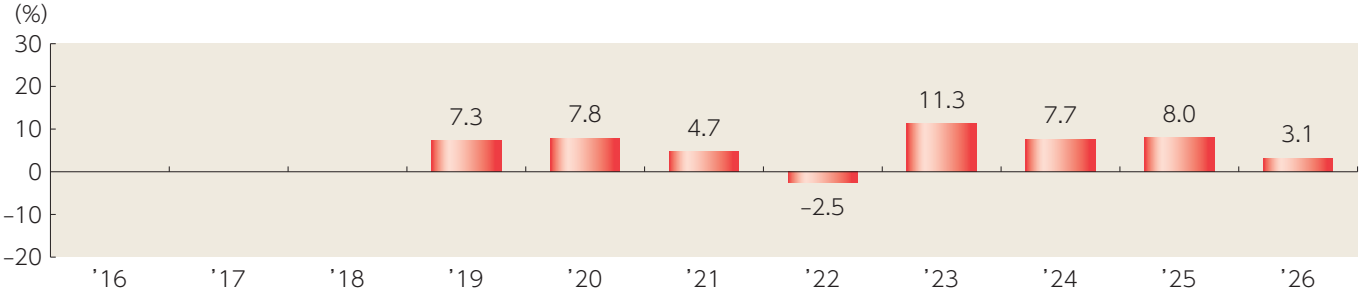
•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	組入上位銘柄	比率
1	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	34.0%
2	マッコーリー グローバル・インフラ債券マザーファンド	29.0%
3	高金利短期債券マザーファンド	19.5%
4	三菱UFJ グローバル・ボンド・マザーファンド	14.5%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



•収益率は基準価額で計算
•2019年は1月28日(設定日)から年末までの、2026年は年初から7月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入時	申込の受付	ラップ口座に係る契約※に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、ファンドの購入申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ購入のお申込みを行うものとします。 ※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2026年4月25日から2027年4月23日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の購入・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。

その他	信託期間	無期限（2019年1月28日設定）
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年1月26日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。（分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。） 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（https://www.am.mufg.jp/）に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

■ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

当ファンド

日々の純資産総額に対して、**年率1.10%（税抜 年率1.00%）以内**(*)をかけた額
(*)当該料率については、投資対象とする投資信託証券および各投資信託証券の基本投資比率を勘案し決定します。ただし、相場急変時において投資対象とする投資信託証券および各投資信託証券の基本投資比率を変更した場合には、変更前の率を維持する場合があります。

ただし、2026年10月24日から次回目論見書改訂時までは、**年率0.6930%（税抜 年率0.63%）**

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数／ 365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分（税抜）は、次の通りです（2026年10月24日から次回目論見書改訂時まで）。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.58%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.01%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
※上記の料率については、委託会社のホームページに掲載されている最新の投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

投資対象とする投資信託証券

投資対象ファンドの純資産総額に対して**年率0%（税込）**(*)（2026年10月24日現在）
（運用および管理等にかかる費用）
(*)ファンドが投資対象とする投資信託証券では運用管理費用（信託報酬）はかかりません。

実質的な負担

当該ファンドの純資産総額に対して**年率0.6930%（税込）程度**
※投資対象とする投資信託証券における料率を含めた実質的な信託報酬率（概算値）を算出したものです（2026年10月24日現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる投資信託証券が含まれる場合があることから、実質的な料率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。
※上記の料率については、委託会社のホームページに掲載されている最新の投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・投資対象とする投資信託証券の換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax ¥ 税　金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2026年7月末現在のものです。
※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。
※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年1月28日～2026年1月26日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.70%	0.69%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

MEMO

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

目論見書を読み解くガイド
https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html